

運動部活動顧問等の暴力・体罰・セクハラ等に対する 北海道中学校体育連盟としての対応

北海道中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下、「暴力等」という）大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けての取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財)日本スポーツ協会、(公財)高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

(公財)日本中学校体育連盟においても、平成30年度全国中学校体育大会（以下、「全中大会」という）より「暴力等の行為により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けたことが明らかになったものは、主催大会の監督および引率者にはなれない。」という措置を検討してきた。

北海道中学校体育連盟（以下、「本連盟」という）においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として学校全体の雰囲気をも明るく元気にしていくにも大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部活動顧問及び地域クラブ活動等に関わる全ての指導者の暴力等行為の防止策の一つとして次のような対応・措置を行うこととする。

記

1 全中大会につながる全ての大会における監督等の条件

全中大会につながる全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等（以下、「指導者等」という）は、部活動の指導中の暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

また、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会の申込書を作成する。

なお、外部指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

2 対応

(1) 本連盟における全ての役職を停止する。

*後任の補充については、地区中体連会長及び専門委員会で協議する。

(2) 本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

(3) 複数の中学校において指導している外部指導者等は、本連盟が主催する全ての大会におけるコーチ、トレーナー等への登録を禁止する。

3 判定及びその時期

(1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

(2) 日本スポーツ協会・関係競技団体等が処分を確認した時点

4 期間

(1) 違反行為1回目

校長、日本スポーツ協会・関係競技団体等が確認した時点から2年間とする。この期間は異動等により勤務校や部活動、地域クラブ活動等が変更になっても継続する。

(1年間は、夏季→冬季 又は 冬季→夏季大会とする。)

(2) 違反行為2回目

「資格なし」とする。

平成29年4月28日 常任理事会提案

平成29年5月11日 理事会提案

平成29年11月2日 理事会決定

平成30年4月1日より 運用開始

令和7年11月7日 理事会一部改定

令和8年4月28日 理事会一部改定